

小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 24 日

告示第 34 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小諸市内にある空き家の利活用の活性化を目的とし、小諸市空き家等情報登録制度実施要綱（平成 26 年小諸市告示第 102 号）に規定する空き家バンクの登録及び利用を促進するため、空き家の片付け又はリフォームに要する経費に対し、予算の範囲内で小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小諸市補助金等交付規則（昭和 36 年小諸市規則第 12 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として独立した基礎を有し、居室、台所、便所及び浴室の設備を有する家屋をいう。
- (2) 空き家バンク 小諸市空き家等情報登録制度実施要綱に基づき管理及び公表された空き家等の情報をいう。
- (3) 物件 空き家バンクに登録された住宅をいう。
- (4) 空き家 登録時点で居住者が居ない住宅又は居住する予定がない住宅をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物件の登記簿に記載された名義人となっている者
- (2) 小諸市税又は前住所地の税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がない者

(補助金の交付の対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 空き家の家財道具等の搬出、処分及び清掃等の経費
- (2) 空き家の改修のための経費。ただし、改修費は生活する上で必要最低限のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費に含まない。

- (1) 国、県又は市の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

- (2) 外構、ガレージ、庭等の改修に係る経費
- (3) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、5万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を施工する者が、市内に事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主の場合は、限度額に5万円を加算する。
- 3 前2項で算出した補助額の合計は、前条第1項に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- 4 前項に規定する補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、同一の住宅及び世帯について1回に限り交付するものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付申請書（様式第1号）とし、補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 他の補助制度の申請書又は交付決定書の写し（他の補助制度を受けようとする場合に限る。）
- (4) 見積書の写し
- (5) 事業実施前の状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定にあたり、識見を有する者から意見を求めることができる。
- 3 市長は、補助金の交付を決定した者に対しては、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知兼指令書により、交付しないことを決定した者に対しては、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更申請及び変更承認)

第8条 交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）が、補助対象内容を変更しようとするときは、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画（変

更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金実績報告書(様式第5号)とし、補助決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の金額がわかる書類

(2) 事業が完了したことがわかる書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査等を行い、交付すべき補助額を確定し、規則第14条に規定する補助金等確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、規則第15条に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第16条に定めるもののほか次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消することができる。

(1) 小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画(変更・中止)承認申請書の提出があったとき。

(2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(3) 空き家バンク登録後3年以内に、空き家バンクを介せず物件の売却又は賃貸契約を締結したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、補助決定者に対し、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、小諸市空き家

バンク登録・利用促進補助金返還命令書（様式第7号）により、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項各号の規定により交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているとき。
- (2) 当該住宅から補助決定者及びその世帯員の全部が当該補助金の交付を受けた日から3年以内に転居したとき。
- (3) 当該補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡、交換又は貸付けしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年6月3日告示第76号）

この告示は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。